

## 第一種フロン類充填回収業者の登録変更について

群馬県環境森林部環境保全課

第一種フロン類充填回収業者として登録を受けた者が、以下の事項を変更した場合、**変更届出書〔2ページ〕**の提出が必要です。（郵送又は持参）

届出の期限は、変更があった日から30日以内で、**その届出に係る変更後の書類を添付**して届け出てください。

### ①氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名

・個人の場合：氏名、住所

⇒ 変更後の住民票で確認します。

・法人の場合：名称、住所、代表者の氏名

⇒ 変更後の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）で確認します。

※なお、代表者の変更の場合は、誓約書〔3ページ〕の提出も必要になります。

### ②事業所の名称及び所在地

⇒ 必要に応じ、「移転お知らせ」等変更の事実が確認できる書類を提出していただきます。

### ③回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

登録申請した「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」に係る変更です。

⇒ 変更の確認ができる書類を提出していただきますが、お問い合わせください。

### ④充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類

登録申請した「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」に係る変更です。

⇒ 変更の確認ができる書類を提出していただきますが、お問い合わせください。

### ⑤回収の用に供する設備の種類

登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更です。

⇒ 変更の確認ができる書類を提出していただきますが、お問い合わせください。

\*回収の用に供する設備の種類の変更対象は

・申請時に「CFC用」1台、「HFC用」1台を所有していたが、「CFC・HCFC兼用」を1台追加（又は買い換え）した場合は対象です。

・「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台所有していたが、さらに「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台追加（又は買い換え）した場合は、対象外です。

※登録通知書の送付について

登録ができ次第、環境保全課から登録通知書を送付します。

原則として、登記事項証明書（個人の場合は住民票）記載の住所に普通郵便により送付します。

（届出・照会先）

環境保全課

住 所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電 話：027-226-2832

FAX：027-243-7704

届出受付時間（持参の場合）

平日 午前9：00～11：30

午後1：00～ 4：30

様式第2（第11条関係）

第一種フロン類充填回収業者変更届出書

令和 年 月 日

群馬県知事

あて

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

第一種フロン類充填回収業に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(施行規則第8条第1項第4号関係)

## 誓 約 書

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 住所  
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

群馬県知事

あて

※ 登録申請者が個人の場合は、「及びその役員」の文字を消すこと。